



旭川市シンボルキャラクター

あさぴ



お知らせ



旭川市キャラクター

ゆっきりん



# 障がいのある方に対する軽自動車税の課税免除の**対象範囲を拡大**します！

## 平成31年度からの新しい対象

障がい者本人が運転する軽自動車等※

**拡大**

身体障害者  
手帳の交付を  
受けている方

精神障害者  
保健福祉手帳  
の交付を受けて  
いる方

療育手帳の  
交付を受けて  
いる方

※ 一定の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

### ◎ 手続に必要なもの

- ①障害者手帳 ②車検証 ③運転する方の運転免許証
- ④印鑑(軽自動車税の納税義務者のもので、スタンプ印は不可。)

### ◎ お問合せ及び申請先

旭川市総合庁舎2階17番窓口 税務部税制課諸税係

TEL 0166-25-5604(直通) FAX 0166-27-2146